

とよなか保育士助成金要綱

令和元年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の未利用児童の解消に向け新たな保育士の人材確保及び離職防止並びに市外からの移住促進のため、保育士資格を有する新卒者・未経験者、復職希望者、他市で働く保育士に対し、豊中市での勤務を促し人材確保に努めるとともに、予算の範囲内において、とよなか保育士助成金（以下「助成金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第2条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) とよなか保育士応援手当（以下「応援手当」という。）
- (2) とよなか保育士歓迎一時金（以下「歓迎一時金」という。）

(支給対象者)

第3条 応援手当の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、すでに助成金の交付確定を受けたことがある者は除く。

- (1) 募集年度ごとに市が指定する基準日において、豊中市の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) 募集年度ごとに市が指定する基準期間において、豊中市内に住所を有する民間施設であって、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する施設（以下「民間施設等」という。）に週30時間以上勤務する保育士として新規採用された者。
 - (ア) 児童福祉法第39条第1項に規定する認可保育所
 - (イ) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
 - (ウ) 子ども・子育て支援法第7条第7項に規定する小規模保育事業を行う施設
 - (エ) 家庭保育所制度実施要綱第2条第1項第1号に規定する家庭保育所
 - (オ) 豊中市庄内及び北部一時保育事業実施要綱第2条に規定する施設
- (3) 募集年度ごとに市が指定する基準日において、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者。
 - (ア) 保育士資格を取得して初めて勤務する者

- (イ) 最終の保育経験から5年以上の期間をもって復職する者
- (ウ) 最終の保育経験が市外にある保育所等である者
- (4) 募集年度ごとに市が指定する基準日において45歳未満の者。

2 歓迎一時金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、すでに助成金の交付確定を受けたことがある者は除く。

- (1) 近隣地域（大阪府、兵庫県（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）、京都府（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村））以外の地域から、市が指定する期間中に新たに豊中市に転入し、住民基本台帳に登録されている者
- (2) 前項第2号の規定の対象となる者
- (3) 前項第4号の規定の対象となる者

3 第1項第2号及び前項第2号に規定する保育士は、認定こども園法第14条第1項又は第2項に規定する保育教諭、主幹保育教諭及び指導保育教諭を含むものとし、施設の長は除くものとする。

（支給額等）

第4条 助成金の支給額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応援手当 月額2万円（支払期間は、最大36ヵ月とする。）
- (2) 歓迎一時金 10万円（支払回数は、1回限りとする。）

（申込み）

第5条 助成金の申込みをしようとする者は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) とよなか保育士助成金交付申込書（様式第1号）
- (2) 経歴に関する証明書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（支給決定）

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の内容が適正であるかどうかを審査し、助成金の交付又は不交付を決定したときは、とよな

か保育士助成金審査結果通知書（様式第3号）を申込者に送付するものとする。

（支給方法）

第7条 助成金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、市が指定する期間に勤務する民間施設等を経由し、市が指定するデータ共有システムを用いて、勤務証明書（様式第4号）により、勤務実績を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による勤務証明書（様式第4号）の提出を受け、その内容について適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、支給決定者に対しとよなか保育士助成金交付確定通知書（様式第5-1号）又はとよなか保育士助成金不交付確定通知書（様式第5-2）により通知するものとする。

3 支給決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、市が指定する期間内にとよなか保育士助成金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

4 前項の請求を行う場合は、市が指定する電子申込システムを用いて提出するものとし、添付書類については、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録に変換して添付し、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、次の各号に定めるところにより助成金を支払うものとする。

- （1） 応援手当 6か月分を一括して支払う
- （2） 歓迎一時金 一括して支払う

（変更等の届出）

第8条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに市長にとよなか保育士助成金状況変更届（様式第7号）で届け出るものとする。

- （1） 豊中市内で転居する場合
- （2） 豊中市外に転出する場合
- （3） 氏名に変更が生じる場合
- （4） 勤務場所が、豊中市内の民間保育所等から同一法人の市内保育所等に異動する場合
- （5） 勤務場所が、豊中市内の民間保育所等から同一法人の第3条第1項第2条又は第3条第2項第2号の規定を満たさない市内保育施設に異動する場合
- （6） 勤務場所が、豊中市内の民間保育所等から同一法人の市外保育所等に異動す

る場合

- (7) 産前産後休暇，育児休業，休職する場合
- (8) 産前産後休暇，育児休業，休職から復職する場合
- (9) 週30時間以上勤務する保育士でなくなる場合
- (10) 豊中市内の保育所等を退職する場合
- (11) その他支給要件を満たさなくなる場合

2 前項第2号，第5号，第6号，第7号，第9号，第10号及び第11号の規定に該当し，前項に規定する届出があった場合は，市長は第4条に規定する支給額を減額するものとする。また，前条の規定に基づき支給決定者が請求書等を提出した場合は，勤務証明書（様式第4号）に明記された勤務期間に応じて，支給額を減額するものとする。

（支給停止・再開）

第9条 前条第1項第7号の規定に該当し，前条第1項に規定する届出があった場合は，市長は助成金の支給を停止することができる。また，前条第1項第8号の規定に該当し，前条第1項に規定する届出があった場合は，市長は助成金の支給を再開することができる。

（支給決定の取り消し）

第10条 支給決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けた場合は，助成金の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（返還）

第11条 市長は，前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合，既に助成金が交付されているときは，期限を定めてとよなか保育士助成金返還命令書（様式第8号）をもってその返還を命じることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別途定める。

附 則

1 この要綱は，令和元年6月1日から実施する。

- 2 この要綱は、令和2年1月1日から実施する。
- 3 この要綱は、令和2年12月3日から実施する。
- 4 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和4年12月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和6年12月25日から実施する。

（あて先）豊中市長

申込者
住所 〒 ー
豊中市

名前
(電話番号)
(メールアドレス)

とよなか保育士助成金交付申込書

助成金の交付を受けたいので、とよなか保育士助成金要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。また、上記署名をもって、交付審査に必要な住民基本台帳情報を閲覧することに同意します。

記

助成金の種別	1. とよなか保育士応援手当 2. とよなか保育士歓迎一時金
新たに勤務する保育所等	
採用年月日	年 月 日
該当要件 (□にチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/> 新卒・未経験 <input type="checkbox"/> 復職 <input type="checkbox"/> 市外からの転職
添付書類	1. 経歴に関する証明書（様式第2号） 2. 保育士証の写し (保育士証発行手続き中の場合は、保育士登録済通知書の写し)
下記内容を確認して□にチェックを入れてください <input type="checkbox"/> 過去に、とよなか保育士応援手当の支給を受けていません <input type="checkbox"/> 過去に、とよなか保育士歓迎一時金の支給を受けていません	

【注意事項】

- 「助成金の種別」について、申し込む種別（1または2）に○を記入してください。
なお、1と2の両方の助成金を申し込む場合は、1と2ともに○を記入してください。
- 「1. 経歴に関する証明書」は、現在の勤務施設に証明を受けたうえで提出してください。

経歴に関する証明書

職員名	よみがな 名 前 (生年月日： 年 月 日)
勤務する施設名	
採用年月日	令和 年 月 日
1週間の勤務時間数	時間
経歴 （職歴は全て記入してください。欄が足りない場合は別紙に記入して添付してください。）	
年 ・ 月	学歴（※1） ・ 職歴（※2）
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	

（※1）最終学歴から記入してください。

（※2）現在の勤務施設を除く職歴を記入してください。

当施設に申告されている経歴について、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

証明者 所在地
名称
代表者

印

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

豊中市長

とよなか保育士助成金審査結果通知書

年 月 日付で提出された申込書を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、とよなか保育士助成金要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

助成金の種別	審査結果	不交付の理由
とよなか保育士応援手当		
とよなか保育士歓迎一時金		

※ 交付決定後の手続き等については、裏面をご確認ください

審査結果が「交付」の方は下記をご確認ください

1. 助成金の請求手続き

- ・各支給対象期間終了前に、市から送付する様式及び勤務証明書（様式第4号）を提出し、勤務実績を報告してください。
- ・市がその内容について適合すると認めるときは、とよなか保育士助成金交付確定通知書（様式第5-1号）により支給決定者に交付額を通知します。
- ・支給決定者は、とよなか保育士助成金請求書（様式第6号）を提出してください。なお、市が指定する期間内に請求がなかった場合、助成金は交付できません。

2. 助成金の支給

- ・市が指定する期間の勤務実績に応じて、助成金を支給します。
 - (1) 応援手当 6か月分一括支払。
 - (2) 歓迎一時金 一括支払。

3. 変更等の届出

- ・次の各号のいずれかに該当する場合は、とよなか保育士助成金状況変更届（様式第7号）を提出してください。
 - (1) 住所変更（市内）
 - (2) 市外に転出
 - (3) 氏名変更
 - (4) 勤務場所の異動（市内同一法人）
 - (5) 勤務場所の異動（市外）
 - (6) 産休・育休・休職
 - (7) 復職
 - (8) 週勤務時間が30時間未満になる
 - (9) 退職

勤 務 証 明 書

本施設に勤務する職員について、とよなか保育士助成金支給対象期間における勤務状況を、下記のとおり証明いたします。

記

職員名	よみがな 名 前
生年月日	年 月 日
勤務施設名	
勤務施設所在地	
職務内容	保 育 業 務
とよなか保育士助成金 支給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
上記期間における 在籍状況	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 退職（退職（予定）日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 復職（復職日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 受給停止となる事由（産休・育休・休職） （事実発生日・期間： 年 月 日から 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> 受給要件を欠く事由 （市外転出・市外異動・週30時間未満勤務） （事実発生日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（ ） （事実発生日： 年 月 日）

【注意事項】

- 在籍状況が「退職」・「復職」である場合、退職（予定）日・復職日を記入してください。
- 受給停止となる事由や受給要件を欠く事由に該当する場合は該当事由に○をし、事実発生日などの必要事項を記入してください。

年 月 日

証明者 所在地

名称

代表者

様式第 5-1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金交付確定通知書

年 月 日から 年 月 日分の勤務証明書を確認し、助成金については下記のとおり確定しましたので、とよなか保育士助成金要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

助成金の種別	
助成金交付確定額	円

様式第 5-2 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金不交付確定通知書

とよなか保育士助成金について、審査の結果下記のとおり確定しましたので、とよなか保育士助成金要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

1. 助成金の種別
2. 審査結果 不 交 付 確 定
3. 不交付確定となった支給対象期間
3. 不交付確定の理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

とよなか保育士助成金状況変更届

（あて先）豊 中 市 長

住所

名前

電話番号

メールアドレス

勤務先

とよなか保育士助成金要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事由

上記事由の事実発生日を記入してください。

年 月 日

“住所・氏名変更、勤務場所の異動の場合、変更内容を記入してください。

【変更前】

【変更後】

【備考】

--

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

様

豊 中 市 長

とよなか保育士助成金返還命令書

とよなか保育士助成金要綱第 11 条の規定により、次のとおり返還することを命じます。

記

返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
助成金の種類	
既交付金額	
返還金額の内訳	

※ 返還金は、別途納付書により期限までに納付して下さい。